

## 「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力売却契約書（案）

売渡人 群馬県（以下、「甲」という。）と買受人 ●●●●（以下、「乙」という。）とは、甲の所有する発電所において発電する電力の売却について、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、「地産地消型P P A（群馬モデル）」に係る電力の売却について、この契約書及び関係法令に定めるもののほか、仕様書及び関係図書に従い、これを履行することとする。

### （電力の売却及び供給）

第2条 甲は、甲の所有する次項の発電所（以下、「本発電所」という。）において発電する電力のうち、本発電所内で使用する電力を除いた全量（以下、「売却電力量」という。）を乙に供給し、乙は、売却電力量のすべてを買受けることを約する。

2 対象の発電所は次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力 (kW)	発電形式
桃野発電所	利根郡みなかみ町上津字十二沢	6,200	水路式
日向見発電所	吾妻郡中之条町大字四万字木ノ根宿	1,000	ダム式
田口発電所	前橋市田口町字内島	6,000	水路式
下久保第二発電所	埼玉県児玉郡神川町大字矢納字金毘羅山	270	ダム式
沢入発電所	みどり市東町沢入字ナラトチ	11,000	ダム水路式

3 乙は、売却電力量を甲の指定する別添1の需要施設（以下、「指定需要家」という。）に供給することを約する。

### （売却時間と供給時間）

第3条 甲は、毎日24時間電力を売却するものとする。ただし、甲が発電所の点検等を行うとき、その他必要のあるときは、あらかじめ乙と協議の上全部又は一部の売却を休止することができる。

2 乙は、指定需要家の需要に合わせて毎日24時間電力を供給するものとする。

### （契約期間及び売却・供給期間）

第4条 契約期間及び電力の売却・供給期間は、次のとおりとする。

契約期間：契約日から令和10年3月31日まで

売却・供給期間：令和7年4月1日0時から令和10年3月31日24時まで

### （電力売却・供給上の協力）

第5条 甲及び乙は、この契約に係る電力の売却を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常に保つ等、相互に協力するものとする。

2 発電・供給に係るインバランス調整は、乙が実施し、その費用等を負担するものとする。

3 甲は電力の安定売却に努力するものとする。

4 甲は一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守するものとする。

- 5 甲及び乙は、この契約に基づく電力の売却に直接関係ある電気工作物に対し、相手方から調査の要求があった場合は、お互いにその調査に応ずるものとする。

(売却電力量の計量)

第6条 毎月の売却電力量は、本発電所内に一般送配電事業者が設置した取引用電力量計（以下「電力量計」という。）により計量するものとする。

- 2 電力量計の検針は、原則として一般送配電事業者が毎月末日24時に行うものとし、乙は一般送配電事業者から通知された計量値を速やかに甲に通知するものとする。
- 3 計量の期間は毎月1日0時から同月末日の24時までとする。
- 4 電力量計及びその付属装置の故障等により売却電力量を正しく計量できない場合には、この故障期間の供給電力量について、その都度甲乙協議の上決定する。
- 5 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を交換する場合、又は、甲の事情により電力量計の取付け位置を変更する場合は、これに要する費用は甲が負担する。

(料金)

第7条 乙が甲に支払う毎月の料金は、前条に定める方法により計量された売却電力量に電力量料金単価（1kWhあたり15円）を乗じて得た電力量料金（1円未満切捨）から次の容量市場収入を控除した値に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）とする。

なお、乙の責により計画停止及び計画外停止が発生した場合またはこれによりがたい事態が発生した場合には、両者協議のうえで控除について決定するものとする。

年度	対象発電所 容量確保契約金額 (消費税抜)	容量市場収入 (4～2月)	容量市場収入 (3月)
令和7年度	●●円	●●円	●●円
令和8年度	●●円	●●円	●●円
令和9年度	●●円	●●円	●●円

(発電側課金)

第8条 甲及び乙は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者と甲の間で直接の契約関係として成立する、系統連系受電サービスに係る契約（以下「系統連系受電契約」という。）について、次のとおり対応する。

- (1) 乙は、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結する。
- (2) 甲は、甲が新たに系統連系受電契約の締結を希望する場合、または締結済の系統連系受電契約の内容に変更が生じる場合、乙に申し出る。
- (3) 乙は、締結済の系統連系受電契約の変更の申し出を受けた場合、発電量調整供給契約の変更として、一般送配電事業者へ申し出る。
- (4) 乙は、一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、本契約に係る発電量調整供給契約を変更する。
- (5) 甲は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて、系統連系受電契約の締結に際し、あらかじめ承諾する。
- 2 乙は、本契約第2条において定める対象発電所に係る系統連系受電契約において、系統連系受電

サービス料金、延滞利息、及び契約超過金を甲から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、甲に代わり一般送配電事業者に引き渡す業務について、甲から無償で受託する。

- 3 乙は、一般送配電事業者から甲に対し系統連系受電サービス料金の請求がなされた場合、経済産業省が制定する「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」に従い、甲に対して、本契約第2条において定める対象発電所に係る系統連系受電サービス料金相当額を支払う。

なお、系統連系受電サービス料金相当額は、系統連系受電サービス料金のうち、一般送配電事業者が乙に対し通知した額とし、消費税等相当額を含むものとする。

- 4 甲及び乙は、第2項に定める業務について、次のとおり対応する。

(1) 甲は、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金について、その都度、乙に支払うものとし、甲から乙への支払いは、第7条に定める料金及び前項に定める系統連系受電サービス料金相当額から乙が相殺することにより行う。

(2) 乙は、甲から受領した系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金について、その都度、甲に代わり一般送配電事業者へ支払う。

(3) 甲は、次に該当する場合、前項および前2号にかかわらず、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金について、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じた払い込み等により支払う。

①系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金を合計した金額が、第7条に定める料金を上回る場合等で、甲乙間、および乙一般送配電事業者間のそれぞれにおいて合意がなされた場合

②その他託送供給等約款にもとづき、甲が一般送配電事業者に自ら支払う事項に該当した場合

#### (料金の支払)

第9条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 2 甲は、第7条及び第8条により算定した料金を検針日の翌月の10日までに乙に請求し、乙は、請求を受けた月の末日までに甲に支払うものとする。ただし、乙が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から20日を経過した日を支払期日とする。

- 3 請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、それぞれ翌営業日を期日とする。

- 4 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を納付しない場合は、その延滞日数1日につき、電力量料金に年3%の割合による遅延利息を加算して、甲に支払うものとする。

#### (指定需要家への提供)

第10条 乙が全指定需要家から徴収する電力料金は、供給予定量総量に対して以下の金額を基本とする。

電力料金 ●●●●円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

- 2 前項を基本としつつ、各指定需要家の供給施設への電力料金及びその構成等は、乙と指定需要家との電力需給契約により決定するものとする。
- 3 乙は、指定需要家から供給施設の追加、変更などの協議があった場合には、誠意を持って対応することとする。

(非化石価値の取扱い)

第11条 甲が乙に売却する電力には、非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値（再エネ指定）等の付加価値を含む。

2 乙は前項の非化石価値について、第2条第1項に定める売却電力量とともに指定需要家に供給することとする。

(容量市場)

第12条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲に課されるリクワイアメント及びアセスメントに関する業務について、乙は運用及び業務への協力を行うものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生し、甲が経済的ペナルティを受けることとなった場合は、その経済的ペナルティについて乙が負担するものとする。

(契約保証金)

第13条 群馬県企業局財務規程（昭和39年企業管理規程第5号）第132条の16の規定により、契約保証金は免除とする。

(記録)

第14条 甲及び乙は、売却電力量に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(運用申合書)

第15条 甲から乙へ通知する発電計画を含む電力の売却に関する運用については、仕様書等で定めのない事項について甲乙協議の上定めるものとし、別に運用申合書を作成する。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(5) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として、第7条に規定する電力量料金単価に仕様書で規定する目標売却電力量を乗じ、当該金額に100分の110を乗

じて得た金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。

- 3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(不正行為があった場合の解除等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、第7条に規定する電力量料金単価に仕様書で規定する目標売却電力量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害額が前項の規定する違約金を超えてもなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(指定需要家への供給の停止)

第18条 乙は、指定需要家の起因により契約の締結及び履行が困難な場合は、甲と協議を行い、該当する指定需要家との契約を締結しない、又は供給を停止することができる。その場合、第2条について別途協議とする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が指定需要家との契約を締結しなかった場合、別の需要施設を新たに指定需要家として指定することができる。乙は、甲が新たに指定需要家を指定した際には、契約締結等について、誠意を持って対応することとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(違約金等の遅延利息)

第20条 乙が、第16条第2項並びに第17条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を加算して甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第21条 乙は、乙が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（守秘義務）

第22条 甲及び乙は、あらかじめ相手方及び指定需要家の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りでない。

（契約の承継）

第23条 甲及び乙は、相手方及び指定需要家の承認を得た場合でなければ、第三者に対しこの契約に基づく権利又は義務を譲渡してはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方及び指定需要家に文書によりその旨を通知し、相手方及び指定需要家の承認を受けた上でなければ、この契約をその譲受者に譲渡してはならない。

（その他）

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約によりがたい事項が発生したときは、甲と乙とが誠意をもって協議し、その取扱いを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
群馬県  
群馬県企業管理者 成田 正士

乙